

## 地域再生法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 地域再生計画の記載事項の追加等

一 地域再生計画に記載することができる事項について、次に掲げるものを追加するものとする。

1 地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。）において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設（工場を除く。）を整備する事業に関する事項

2 集落生活圏（自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等を含む一定の地域をいい、市街化区域その他政令で定める区域を除く。）において、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点（第三において「地域再生拠点」という。）の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業であつて、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

3 2に規定する事業と一体的に推進する事業であつて、地域における持続可能な公共交通網の形成及

び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者が行うものに関する事項

- 4 遊休工場用地等（農村地域工業等導入促進法第五条第一項に規定する実施計画に従って整備された工場用地等のうち、同法第二条第二項に規定する工業等の導入に通常要する期間を勘案して内閣府令で定める期間以上の期間工業等の用に供されていないものをいう。）に、工業等以外の産業であつて、当該遊休工場用地等の存する農村地域における産業の現状その他の事情に照らして、当該農村地域における安定した雇用機会の確保に資するものを導入する事業に関する事項
- 二 市町村は一の4を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、都道府県知事の同意を得なければならぬものとする。

（第五条関係）

## 第二 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等

第一の一の1の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、第一の一の1の事業であつて、一定の要件を満たすものを実施する個人事業者又は法人は、当該事業の実施に関する計画を作成することができるものとし、当該計画について都道府県知事の認定を受けたときは、独立行政法人

中小企業基盤整備機構による債務保証及び課税の特例等の適用があるものとする。

(第十七条の二から第十七条の六まで関係)

### 第三 地域再生土地利用計画の作成等

- 一 第一の一の二の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、認定市町村は、協議会における協議を経て、当該認定市町村の区域において、認定地域再生計画に記載されている集落生活圏について、地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るための土地利用に関する計画（以下「地域再生土地利用計画」という。）を作成することができることとし、当該計画には、地域再生拠点を形成するために誘導すべき集落福利等施設の立地を誘導すべき区域（以下「地域再生拠点区域」という。）、農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域（三において「農用地等保全利用区域」という。）等を記載するものとする。
- 二 地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内における誘導施設を有する建築物の新築等の行為並びに地域再生拠点区域内における土地の区画形質の変更、建築物の建築等の行為については、認定市町村の長に届け出なければならないものとし、認定市町村の長は、当該届出をした者に対し、地域

再生拠点の形成を図る上で支障があると認めるときは勧告ができるものとともに、当該勧告をした場合において、必要があると認めるときは、地域再生拠点区域内の土地の取得等のあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

三 認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内にある農用地等の所有者等に対し、必要な援助を行うものとするとともに、当該農用地等が地域再生土地利用計画に即して利用されていない又はそのおそれがある場合で計画の達成のため必要があると認めるときは、必要な勧告ができるものとする。

四 地域再生拠点区域内における誘導施設の整備に関する事項等を地域再生土地利用計画に記載し、都道府県知事の同意を得たときは、当該施設の用に供する農地等の転用等の許可及び開発許可等の特例措置を講ずるものとする。

(第十七条の七から第十七条の十二まで関係)

#### 第四 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

第一の一の三の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、自家用有償旅客運送者（地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存

する自家用有償旅客運送を行う者に限る。)は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物(その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。)を運送することができるものとする事。 (第十七条の十三関係)

#### 第五 遊休工場用地等に導入する産業の特例

認定地域再生計画に記載されている第一の一の4の事業により遊休工場用地等に導入される産業は、農村地域工業等導入促進法の規定の適用については、工業等とみなすものとする事。 (第十七条の十四関係)

#### 第六 地域再生推進法人の指定の対象となる法人の追加

地域再生推進法人の指定の対象となる法人に、営利を目的としない法人を追加するものとする事。 (第十九条関係)

#### 第七 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする事。 (第三十八条関係)

#### 第八 附則

一 この法律は、附則第六条の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定める事。

(附則第二条関係)

三 政府は、この法律の施行後三年以内に、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。

(附則第三条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする事。

(附則第四条から附則第六条まで関係)